

指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票(評価対象年度:令和4年度)

施設 の 名 称	宮城県船形の郷
指 定 管 理 者 の 名 称	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
施 設 所 管 部 課 (室)	宮城県保健福祉部障害福祉課

1. 当該施設の管理形態の推移【施設所管課記入】

期 間	管理形態	指定管理者(管理受託者)の名称	摘 要
～ 平成18年 3月	管理委託	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
平成18年 4月 ～ 平成23年 3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
平成23年 4月 ～ 平成28年 3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
平成28年 4月 ～ 令和 3年 3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
令和 3年 4月 ～ 令和 6年 3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	

(注)管理形態欄には、直営・管理委託・指定管理者の別を記入してください。

2. 現指定管理者の概要【施設所管課記入】

指 定 管 理 者 の 名 称	名 称	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
	所在地	仙台市青葉区上杉一丁目2番3号
指 定 期 間	令和3年 4月 1日 ～ 令和6年 3月31日 (3か年)	
募 集 方 法	<input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 非公募	

3. 施設の概要【施設所管課記入】

施 設 の 名 称	宮城県船形の郷	
所 在 地	黒川郡大和町吉田字上童子沢21	
設 置 年 月	昭和48年 8月	
根 拠 条 例 等	障害者支援施設等条例	
設 置 目 的	知的障害者の程度が著しい等のため、独立自活の困難な心身障害者を入所させて、適切な保護、医療、生活指導、機能回復訓練、地域生活移行に向けた訓練を行う。	
施 設 の 内 容	敷 地 面 積	491, 059. 95㎡
	構 造	鉄筋コンクリート造、鉄骨造、他非木造
	内 容	管理棟、体育館、活動棟、居住棟他
開 館 (所) 日	-	
開 館 (所) 時 間	午前 時 分 ～ 午後 時 分	
指 定 管 理 者 が 行 う 業 務 の 範 囲	(1)施設運営の基本的事項 (2)施設の管理運営体制の整備 (3)内部チェック体制 (4)建物・設備等の保守管理 (5)利用者の生活環境等の確保 (6)苦情解決体制の整備 (7)自己評価及び自己点検体制の整備 (8)職員の確保と職員の資質向上 (9)事故発生時の体制の整備 (10)防災防火体制の整備・充実 (11)施設利用者処遇等	
利 用 料 金 制	採 用 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

4. 施設利用実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 開館(所)日数及び利用者数

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和4年度) (A)	前年度 (令和3年度) (B)	評価対象年度 (令和4年度) (C)		
開館(所)日数	365 日	365 日	365 日	100.0%	100.0%
延べ利用者数	152,490 人	139,762 人	137,614 人	90.2%	98.5%

(注)対象施設が複数ある場合は、施設ごとに記入してください。

(2) 延べ利用者数の内訳

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和4年度) (A)	前年度 (令和3年度) (B)	評価対象年度 (令和4年度) (C)		
施設入所支援	83,950 人	78,002 人	77,109 人	91.9%	98.9%
生活介護	60,030 人	55,706 人	54,879 人	91.4%	98.5%
就労継続支援B型	4,860 人	3,700 人	3,538 人	72.8%	95.6%
短期入所	3,650 人	2,354 人	2,088 人	57.2%	88.7%
合 計	152,490 人	139,762 人	137,614 人	90.2%	98.5%

5. 管理運営収支実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 収入

(単位:千円、%)

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和4年度) (A)	前年度 (令和3年度) (B)	評価対象年度 (令和4年度) (C)		
県指定管理料	1,570,079	1,449,565	1,487,832	94.8%	102.6%
利用料金収入	0	0	0	-	-
その他	0	0	0	-	-
収入計 (a)	1,570,079	1,449,565	1,487,832	94.8%	102.6%

(2) 支出

人件費	1,176,666	1,053,848	1,096,688	93.2%	104.1%
施設管理費	84,995	72,503	74,445	87.6%	102.7%
事業運営費	238,065	250,608	248,075	104.2%	99.0%
その他(処遇改善費)	70,353	60,142	58,075	82.5%	96.6%
支出計 (b)	1,570,079	1,437,101	1,477,283	94.1%	102.8%

(3) 収支

収 支 (c)=(a)-(b)	0	12,464	10,549	-	84.6%
前期繰越収支差額	218,498	123,267	135,731	62.1%	110.1%
次期繰越収支差額	218,498	135,731	146,280	66.9%	107.8%

6. 評価対象年度(令和4年度)の管理運営評価【指定管理者・施設所管課記入】

項目	事業実績 【指定管理者記入】		指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【施設所管課記入】																						
					評価	評価																					
①管理運営体制	<p>宮城県社会福祉協議会の経営理念及び運営目標に基づき運営の基本方針及び事業計画を策定しています。</p> <p>また、必要職員数を確保し、諸規程に基づき必要な帳簿を備え、適正な施設運営を実施するとともに、職員の人材育成に努めました。</p> <p>研修実績</p> <table border="1"> <tr> <td>1 施設内研修</td> <td>ojt</td> <td>15人</td> <td>offjt</td> <td>118人</td> </tr> <tr> <td>2 法人研修</td> <td>33件</td> <td>221人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 外部研修</td> <td>14件</td> <td>26人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 各種資格取得</td> <td>4件</td> <td>4人</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		1 施設内研修	ojt	15人	offjt	118人	2 法人研修	33件	221人			3 外部研修	14件	26人			4 各種資格取得	4件	4人			<p>法人の経営理念及び運営目標に基づき、運営の基本方針及び事業計画を策定するとともに、諸規程に基づき必要な帳簿等を作成し、適正な施設運営を行いました。</p> <p>また、県配置基準に基づく必要職員数及び有資格者の確保・配置に努めました。更に、実習生・ボランティア等の受け入れ、各種研修会への講師派遣各種資格取得の奨励等人材育成にも努めました。</p> <p>人材確保の取組みとして採用試験3回の実施、職場説明会の開催、就活サイトの活用等を行ってきました。また、新たに派遣職員の活用を開始しました。</p> <p>年度協定人員配置計画に基づく職員配置が、令和5年3月31日時点で197名(92%)であり目標人数に届きませんでした。</p>		B	<p>人員体制については、求人等の努力は見られたものの、結果として、年間を通して人員配置が欠如した。施設の全面供用開始を見据えた支援体制を整えるよう今後も人員確保の取組が求められる。</p> <p>職員研修については、新型コロナウイルスの影響により外部研修はコロナ前に比べて減少したものの、おおむね事業計画どおりの研修受講者数とすることができており、人材育成に努めている。</p>	B
1 施設内研修	ojt	15人	offjt	118人																							
2 法人研修	33件	221人																									
3 外部研修	14件	26人																									
4 各種資格取得	4件	4人																									
人員体制	正規	163人	非正規	34人																							
②施設・設備の維持管理業務の実施	<p>指定管理に関する委託契約に基づき、消防設備等の25種類の業務について保守点検等を行い施設の建物、設備等の適切な保守管理に努めました。</p> <p>自主点検毎月1回実施</p>		<p>業務委託により、清掃による清潔な住環境、電気・設備保守による所内インフラの整備、植栽・芝生管理による環境の美化等、年間サイクルでの施設管理を実施しました。また、日常的に水道、電気の検針を行い、設備異常の早期発見に努めています。</p>		A	<p>委託契約による住環境の整備や専門点検に加え、職員による日常点検を実施するなど、適正な保守管理が行われている。</p>	A																				
③運営業務(ソフト事業等)の実施	<p>【利用実績】</p> <p>1 施設入所支援/生活介護 定員230人 入所支援 延77,109人 生活介護 延54,879人</p> <p>2 就労継続支援B型 定員20人 延3,538人</p> <p>3 短期入所事業 実53人 延2,088人</p> <p>〈セーフティネットの実績〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族対応困難等の緊急一時的受入 実 3人 ・他施設で受入れ困難時における一時的受入 実 14人 ・相談支援事業所、家族等からの相談受付及び事業協力連携 261件 <p>4 地域移行 実 0人</p> <p>5 実習生等の受入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士実習 実 5人 ・介護職員初任者研修現場実習 実 0人 ・社会福祉援助技術現場実習 実 1人 ・第三者評価調査者養成研修 実 0人 ・施設体験実習 実 0人 ・学生等施設見学 実 20人 ・講師(サービス管理責任者研修関係等)派遣 2人 		<p>ノーマライゼーションの理念及び障害者総合支援法に基づき、本人主体の個別支援計画による地域生活移行の推進と利用者のより豊かな生活の実現に努めました。</p> <p>1 施設入所支援においては指定管理予算人数に対し91.8%で適正な運営に努めました。</p> <p>2 就労継続支援B型は、地域で暮らす障害者の就労と雇用の拡大を目指した支援をしました。あわせて入所利用者の就労を進める観点から作業を主とする日中活動の支援を行いました。</p> <p>3 セーフティネット機能として、家族対応困難等の緊急一時的受入れはすべて虐待案件です。他施設で受入れ困難な方の相談の受付から実利用までを他機関と連携しながらスムーズな利用につなげています。緊急性等での必要時には入所での受入れも行っています。</p> <p>4 地域移行は0名でしたが、短期利用から1名の方を地域のグループホーム等につなぎました。</p> <p>5 県内の福祉人材育成のため、実習生の受入れを感染症対策に配慮した上で実施しました。また、船形の郷職員を研修講師として派遣することで職員の人材育成や施設機能の推進に努めました。</p>		A	<p>サービス全体における利用割合については、目標値の約90%を達成しており、評価できる数値となっている。</p> <p>重度・最重度の知的障害者等を受け入れるとともに、緊急一時的受入や他施設で受け入れ困難な利用者の受入れにも対応しており、セーフティネット機能を十分に果たしていると言える。</p>	A																				
④自主事業の実施																											

項目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【施設所管課記入】	
			評価		評価
⑤利用者サービスの向上	<p>1 利用者サービスの向上のため、法人としてワーキング部会を設置し、利用者の権利擁護・リスク管理等を推進しました。</p> <p>2 個々人のニーズに基づき支援することで生活の質の向上を図りました。</p> <p>3 福祉QC活動の推進による業務改善の推進を行いました。</p> <p>4 広報誌の発行 年3回 1,400部 (各園・センター等部署 13回)</p> <p>5 ホームページでなんでも相談結果、概要及びサービス評価の改善計画等を公表しました。</p>	<p>1 利用者サービス向上のため、施設及び各係の年間計画に基づき、随時進捗状況の確認と実施に向けた取組を行っています。また、必要に応じ見直し等を行いました。</p> <p>2 個別支援計画書は、6か月毎に中間評価と状況に応じて再計画策定を行い、支援の質の向上に努めました。</p> <p>3 福祉QC活動は、船形の郷内から5サークルが参加し、業務の改善と利用者の生活の充実に努めました。</p> <p>4, 5 機関紙の発行や、なんでも相談、施設サービス評価結果をホームページに公開し、情報の提供と施設の透明性の確保に努めました。</p>	A	<p>福祉QC活動において、園ごとにテーマを設定し、業務改善・自己評価を行っており、利用者サービスの向上を図っている。</p> <p>広報誌の発行やなんでも相談結果・施設サービス評価結果をホームページで公開する等、情報提供と施設の透明性の確保に努めている。</p>	A
⑥利用者の苦情、要望等の把握とその反映	<p>園長との懇談会やファミリー会、自治会等で利用者の声を把握し、希望要望に応えられるように対応しました。</p> <p>利用者の声 253件 園長との懇談会 計44回 延224人参加</p>	<p>利用者、家族等からの苦情、なんでも相談の受付システムを明確にし、「利用者の声」に対する対応や改善の取組を行いました。</p> <p>1 責任者・受付担当者・第三者委員を配置・明示しました。</p> <p>2 苦情受付に関するパンフレットを掲示し、苦情受付のシステムを明確にしました。</p> <p>3 利用者の声については、日中活動、余暇活動の中で反映しました。</p> <p>4 第三者委員による苦情相談窓口を開設し相談しやすい環境整備に努めました。</p> <p>5 不適切な対応に係る通報等に対し、事実の把握に努めました。</p>	A	<p>相談会の開催や意見箱の設置、第三者委員の配置等、苦情や要望に対する体制が整備されている。また、利用者の要望について、実現可能なものは、日中活動及び余暇活動の中で、実際の取り組みに反映させるよう努めている。</p>	A
⑦安全対策	<p>1 総合防災訓練の実施 3回 その他日中・夜間訓練の実施 各園・部署延 49回 安否確認システム等通信訓練 2回</p> <p>2 事故防止に向け、誤業ゼロ作戦の展開や、各種事故の内容についてSHELモデルによる要因解析を行って減少に努めるとともに、事故防止に取り組みました。</p>	<p>1 法人の危機管理計画及び消防計画を策定し、防災体制の整備・充実を図るとともに、年2回の総合防災訓練を実施、年1回船形の郷職員全体を対象とした総合防災訓練を実施しました。安全対策として、業者による消防防災設備等の点検を定期的に行いました。緊急時対応マニュアルの配布と震災等災害時対応研修による危機意識の啓発を行うとともに防災用ライト・トイレ等と非常食5日分の常備を行いました。新型コロナウイルス感染症について、法人として定めた対応方針をもとに、感染予防策を徹底しました。</p> <p>2 法人の危機管理計画に基づく対応のほか、無断外出捜索マニュアル及び無断外出・事故発生時の緊急連絡体制を整備しました。また、法人リスクマネジメント規程に基づき事故防止に取り組みました。</p>	A	<p>消防計画に基づき、定期的に防災訓練を行っているほか、消防設備の点検が適切に行われている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症については、法人で定めた対応方針に基づき、感染拡大防止対策が図られている。</p> <p>なお、建替えに伴う建設業者とも調整し、敷地内での事故防止に努めている。</p>	A

項目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【施設所管課記入】	
			評価		評価
⑧県民の平等利用	施設の利用については、平等性を確保するために、対象者、家族(身元引き受け人)、相談事業所及び関係自治体等との打ち合わせを経て第三者委員を含めた入所判定会議を開催し、適正に利用の可否を決定しました。	法人の情報公開規程に基づき、運営規程の揭示、広報誌ホームページ等を活用し施設概要、事業の掲載等県民や障害を持つ本人・家族に対し広く情報の提供に努めました。 家族対応困難等の事情がある緊急を要する短期利用の相談対応や受入れに当たって家族を交えた関係者の支援会議に参加しました。また、黒川地区自立支援協議会への参加、短期入所のサービス利用に伴う支援会議への参加等、支援ネットワークの構築を図りました。 第三者委員を加えた入所判定会議を開催することで透明性を図りました。	A	入所希望者がいる場合には、事業所や関係自治体との打合せを行い、保護の必要性・緊急性が高い利用者を優先的に入所させる方策を実施しており、県民の平等利用に対する配慮がなされている。	A
⑨個人情報の保護	「宮城県社会福祉協議会個人情報・特定個人情報保護規程」に基づき、会議や施設内にプライバシーポリシーを掲示すること等で個人情報の適正な管理に努めました。また、同規定に基づき個人情報管理責任者を施設長と定めています。	法人の個人情報保護規程に基づき、パソコンのパスワード更新や公文書の外部持ち出し時は管理簿で管理しました。	A	法人で定めている規定に基づき、個人情報の保管・管理が徹底され、他者が当該情報を閲覧できないように対策がされている。	A
⑩利用実績	上記「4. 施設利用実績」のとおり	入所申し込みは随時受け付け、施設入所支援利用者の入所判定会議を年2回開催し、公平な審議を行いました。欠員(地域生活移行・死亡等)が生じたときは優先順位及び緊急性を基に入所調整しました。 また、啓佑学園から過剰児童の受入れを計画的に行い、1人が入所となりました。	A	利用者の高齢化等の影響もあり就労継続支援B型及び短期入所については利用率がそれぞれ約7割、約6割にとどまったが、施設入所及び生活介護については概ね目標値に近い実績となっている。更なる利用者数の増加に向けた工夫が望まれる。	A
⑪収支実績	上記「5. 管理運営収支実績」のとおり	法人の経理規則に基づき、会計・経理事務の適正な執行を行いました。	A	新型コロナウイルス対応や電気料金の高騰などの影響はあったものの、概ね適切に執行されている。	A
⑫その他の取組	1 利用料の徴収実績 (1)利用料 119,221,819円 (2)介護給付費 908,661,308円 合計 1,027,883,127円 2 新型コロナウイルス感染症の流行により地域住民・団体等のボランティアの受入れは少なくなりました。体育館の貸出も同様であり、グラウンドは建替え工事のため、貸出を行いませんでした。 3 他施設での受入れ困難や家族対応困難な方の当所への相談が多く、スムーズな利用につなげるため、短期利用者の受入れ等に関して、関係機関と連携しています。 4 みやぎe行動宣言に基づく環境配慮の推進を図るとともに地球温暖化防止の取組を実施しました。 5 日頃提供している事業やサービスを見直し、具体的に改善に取り組むことにより事業所としてのサービスの質の向上を図るため、職員による自己評価(サービス評価)を実施しました。 6 自閉スペクトラム症の特性及び支援方法について理解を深めるため、福祉セミナーを開催しました。 船形の郷内参加者27人 法人内 6事業所13人 外部団体(他事業所、大学、病院等)からの参加 26団体30人 7 障害者就労施設等からの物品等調達 1事業所 3件 計265,760円	1 利用料の徴収事務は専任の担当者を配置し、支援の実施者等関係機関との連絡調整を図り適正に処理を行いました。 2 地域住民との連携については、これまで行ってきた、総合防災訓練、地域老人クラブや児童館との交流等を行うことはできませんでしたが、次年度以降の実施に向け、関係機関との連絡等を継続して行いました。なお、近隣小学校等の除草作業等のボランティアは状況を見ながら実施しました。 3 関係機関との連携については、緊急を要する短期利用者の受け入れ等に関して、民間施設や市町村、相談支援事業所等と協議・検討する等連携を図りました。短期入所で一旦受入れ、グループホーム等に繋げた利用者が1名おりました。 4 環境配慮の取組として再生紙の購入や使用済み用紙の裏面の再利用、こまめな電気の消灯とボイラーの温度の調整による電気代の節減に努めるとともに、エコドライブに努めるなどの取組を実施し、環境配慮の推進を図りました。 5 職員による自己評価(サービス評価)の結果に基づき是正改善を行うなど適正な施設運営に努めました。 6 自閉スペクトラム症について理解を深めるため、福祉セミナーを開催しました。船形の郷職員だけでなく、外部団体にも幅広く周知を行い、多くの方に参加いただくことができました。 7 障害者就労施設等から優先して物品等を調達するように努め、1事業所から約27万円分の事務用品を調達しました。	A	新型コロナウイルスの影響で、例年のように地域老人クラブや児童館と交流を行うことはできなかったものの、次年度以降の実施に向け、関係機関との連絡を継続して行う等、地域との繋がりがなくならないように努めている。 外部団体も対象に含めて福祉セミナーを実施しており、コーディネート機能の役割を果たすべく取り組んでいる。	A

総合評価	<p>指定管理事業所として適切に運営するとともに、利用者の生活の質の向上を図るため、サービス向上と権利擁護に努めました。</p> <p>また、民間では受入れ困難な利用者の受入れを行いセーフティネットの機能を担いました。</p> <p>新型コロナウイルスの感染及び蔓延防止を徹底し、施設機能の維持を最優先に事業を実施しました。</p> <p>利用者と御家族に安心いただけるよう感染防止を講じた上での小規模の面会や、タブレットを使用したオンライン面会を導入しました。</p> <p>感染防止に努めながら豊かで楽しい時間を過ごしていただけるよう工夫し、所内での行事の実施や小グループでの外出を実施しました。</p>	A	<p>新型コロナウイルス等の影響はあるものの、オンライン面会や小グループでの外出等サービスの維持・向上に向けた努力が見られる。事業計画に基づき施設の維持管理や入所利用者等の調整に努め、適切な施設運営を行っている。</p> <p>施設の全面供用開始に向けた人員配置を行うとともに、利用者一人一人の特性を踏まえた支援が求められる。</p>	A
------	--	---	---	---

【指定管理者が行う自己評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営を行った。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われなかった。大いに改善努力が必要である。

【県が行う評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われた。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われた。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善努力が必要である。

7. 施設管理運営の課題等【指定管理者・施設所管課記入】

項目	指定管理者 【指定管理者記入】	県 【施設所管課記入】
管理運営の課題等	<ul style="list-style-type: none"> 入所利用者の障害重度化や高齢化、新規利用者にも自閉症や行動障害等を持つ方の増加傾向がみられます。そういった状況を踏まえ、利用者の障害特性に対応できる人材の育成や確保、専門的技術の習得に向けた研修受講等による職員のスキルアップが必要です。 また、利用者本位の質の高いサービスを提供するために、職員の量的確保と同時に、職員の質を確保するために正規職員の割合増加が必要です。 入所利用者や新規利用者の障害重度化等により、利用者による設備の破損が増加しています。今後も施設の維持管理費の増加が見込まれるため、計画的な施設整備が必要です。 令和5年5月から、新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類に移行し、世間的には新型コロナウイルス感染症が流行する前の状況に戻つつあります。利用者家族からは、外泊、面会等の規制緩和を求める声が上がっていますが、本施設がハイリスク施設ということもあり、当面の間は法人の方針に則って従前の対応を継続することにしています。 重度化・高齢化した利用者が集団生活を送る県立の障害者支援施設として、新型コロナウイルス感染症等への感染対策の継続と、利用者・利用者家族が安心できる施設運営を両輪で進めていくことが必要です。 	<p>令和6年度から施設建替え後の全面供用が開始となり、ハード整備に対応したソフト面の更なる充実化が求められる。</p> <p>特に人員体制については、求人等の努力は見られるものの、年度協定人員配置計画に基づいた配置が困難な状況にある。今後、施設の全面供用開始に向け、利用者の高齢化や障害の重度化に対応した支援、強度行動障害や医療的ケアに関する支援技術の向上が求められることから、人材確保や人材育成に向けた取り組みの強化が最優先で解決すべき課題となる。</p> <p>施設整備後の県立施設としてのセンター機能(セーフティネット、バックアップ、コーディネート)を最大限に発揮できるよう、より効率的な施設運営についての検討を進めることが必要となる。</p>